【一般競争入札フロー図】

件　名　：　平成29年度千葉県共通封筒への広告掲載

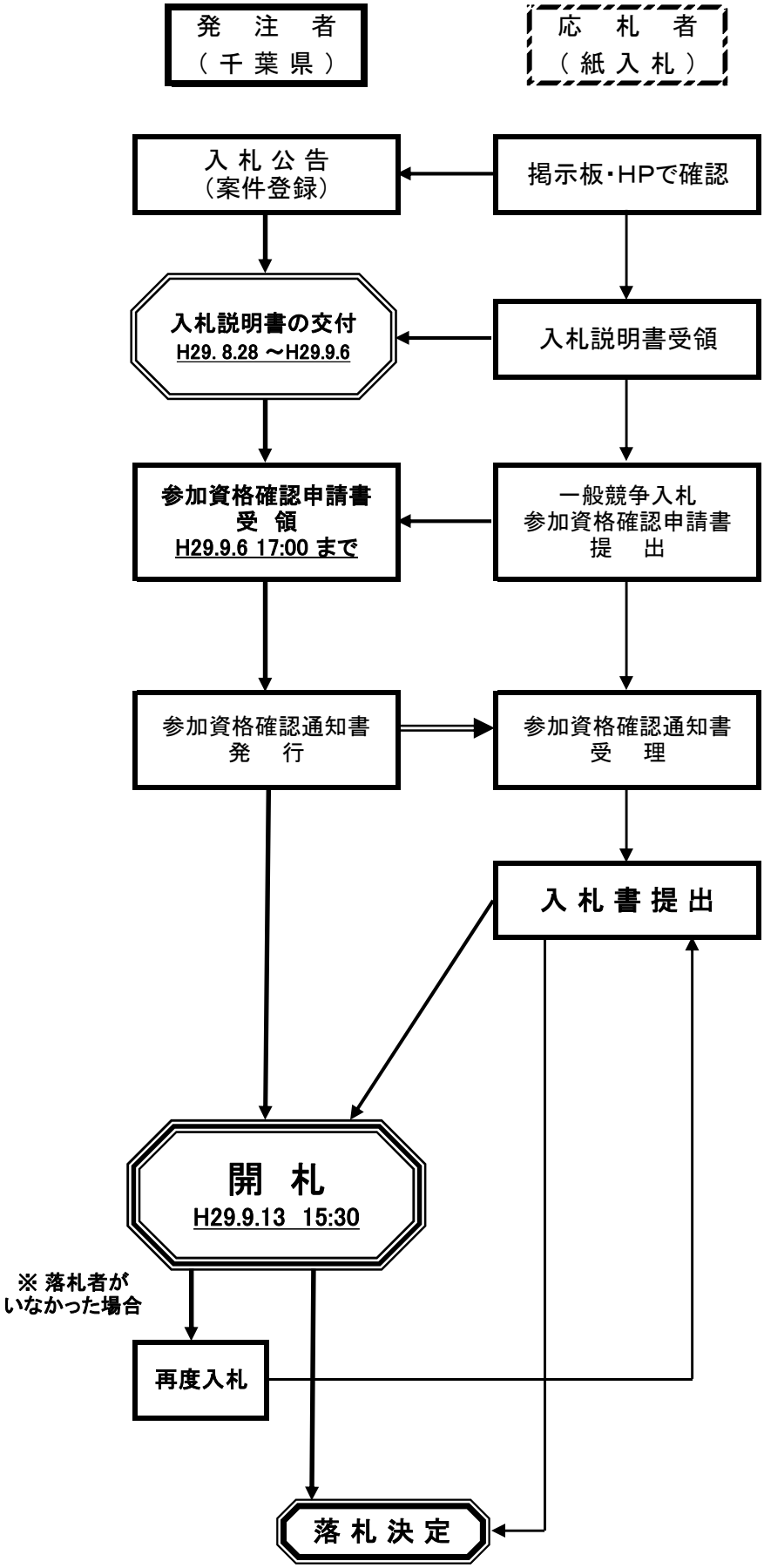

千葉県共通封筒広告掲載契約書（案）

１　業 務 名 称　　平成２９年度千葉県共通封筒への広告掲載
２　数　　量　　角形２号及び長形３号封筒ともに３枠以内
　　＊各封筒の年間予定数量
　　角形２号封筒　３０７，５００枚（３回程度に分割し印刷予定）
　　長形３号封筒　２９７，０００枚（３回程度に分割し印刷予定）
３　契 約 期 間　　契約日から平成３０年３月３０日まで
４　金　　額　　金　　円
　　（うち消費税額及び地方消費税額　　円）
　　（注）「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により、契約金額に１０８分の８を乗じて得た額である。
５　契 約 保 証 金

上記業務について、千葉県（以下「甲」という。）と広告取扱事業者等である（以下「乙」という。）とは、別添の条項によって契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年　月　日

甲　千葉市中央区市場町１番１号
千葉県
千葉県知事　　鈴木　栄治

乙

（総則）
第１条　甲は、千葉県知事部局本庁各課が共通して使用する封筒（以下「共通封筒」という。）に広告を掲載させるため、当該封筒に広告掲載枠（以下「広告掲載枠」という。）を設け、これを乙の利用に供する
２　乙は、前項の広告掲載枠に広告を掲載する広告主を募集し、広告原稿を甲に提出する。
（広告掲載枠の仕様等）
第２条　広告掲載枠の規格等は、平成２９年度千葉県共通封筒広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。
２　前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議してこれを定める。
（権利、義務の譲渡の禁止）
第３条　乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に提供し、又は引き受けさせてはならない。
（広告原稿の確認）
第４条　乙は、共通封筒に掲載する広告原稿を作成するに当たり、広告主及び広告内容について、県が指定する期日までに広告案を提出し、承認を受けなければならない。
２　乙は、甲と協議した結果、修正等を指示された場合は、速やかにその指示に従うものとする。この場合において、その費用及びこれに伴う損害は、乙がこれを負担するものとする。
３　乙は、第１項の承認を得た後に、甲が指定する期日までに完全版下原稿を甲に提出しなければならない。
（契約内容の変更）
第５条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
（履行遅延）
第６条　乙の責に帰する事由により甲が指定する期日までに原稿を提出しないときは、甲は共通封筒に広告を掲載しないことができるものとする。
２　天災地変、その他やむを得ない理由によって、甲が指定する期日までに原稿を提出することができないときは、乙はその理由を詳記して、原稿の提出期限の延期を請求することができるものとする。
３　甲は、前項の請求を正当と認めたときは、これを許可するものとする。
（契約金の納付等）
第７条　乙は、契約金について、共通封筒に掲載する広告代金として、甲が発行する納入通知書により納付しなければならない。
２　前項の契約金は、広告掲載枠に広告を掲載する広告主がいるいないにかかわらず、甲に支払わなければならない。
３　第１項の契約金は、共通封筒に広告が掲載されるか否かにかかわらず、乙は返還

請求することができない。

４　第１項の契約金の納付について、乙の責に帰する事由により履行遅延があったときは、乙は、契約金額に、この契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和３９年規則第１３号の２）第１２０条第１項に規定する違約金の率で計算した金額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。ただし、延滞金の総額が１００円に満たないときはこの限りではない。

（甲の解除権）

第８条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合の損害は、すべて乙が負担するものとする。

（１）乙が、この契約に定める条項に違反し、又は違反する恐れがあると認められるとき。

（２）乙が、この契約に定める納付期限内に契約金額の納付を行う見込みがないと認められるとき。

（３）乙が、この締結及び履行に関し、不正の行為を行ったとき。

（４）乙が、正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。

（５）乙が、故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

（６）乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

２　前項各号のいずれかに該当し、契約を解除した場合でも、契約金の返還は行わない。

（契約の費用等）

第９条　この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持）

第 10 条　乙は、業務実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（危険負担）

第 11 条　契約締結後、共通封筒配付日までに甲、乙双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害については、一切乙の負担とする。

（補足）

第 12 条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第２条　千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第３条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（３）乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４）乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５）乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は（１）から（４）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（６）乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

２　乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第５条　乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

平成２９年度千葉県共通封筒広告掲載仕様書

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が共通して使用する封筒（以下「共通封筒」という。）に掲載する広告の取扱いを受託する者（以下「広告取扱事業者」という。）が行う業務等に関し、必要な事項を定めるものである。

１　目的

財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済活動の活性化を図るため、共通封筒に次の事項に該当する広告を掲載する。

地場産業や県産品、不特定多数の県民が利用できる文化・スポーツ施設、レジャー・レクリエーション施設等に関する広告内容であって、広告掲載を行うことで県内企業の育成や県のイメージアップを図ることが期待できるもの。

２　業務内容

広告取扱事業者は、県に広告掲載料を納付し、共通封筒に掲載する広告を表示する者（以下「広告主」という。）の選定、広告原稿の作成等の業務を行う。

３　共通封筒の概要

(1) 本業務の対象とする共通封筒

平成２９年度に総務部管財課が単価契約により印刷し、知事部局本庁各課に配付する封筒

(2) 共通封筒の用途

主に県機関やその他公共団体、民間企業又は県民等に行政文書を送付する際や会議等に使用する。

(3) 共通封筒の種類

角形２号封筒及び長形３号封筒

(4) 印刷期間及び印刷回数

印刷期間は、契約日から平成３０年３月までとし、３回程度に分けて印刷する。

なお、封筒の使用期間は、在庫状況等により印刷期間とは異なる。

(5) 印刷予定数量

ア　角形２号封筒　約３０７，５００枚（１回の納入当たり約１０２，５００枚）

イ　長形３号封筒　約２９７，０００枚（１回の納入当たり約９９，０００枚）

４　広告の規格、掲載位置等

広告掲載箇所	角形２号封筒の裏面	長形３号封筒の裏面
広告掲載範囲	縦 220㎜×横 200㎜	縦 160 ㎜×横 100 ㎜
広告掲載枠数	各封筒とも３枠以内	
封筒の規格	再生クラフト封筒　１色刷り（黒）	
広告掲載位置	広告掲載位置（見本）参照	

＊１　広告掲載範囲の中で、掲載枠数は１枠から３枠までのいずれでも可とする。

＊２　各封筒とも写真の使用は不可とする。

５　広告主の選定等

広告取扱事業者は、千葉県広告事業実施要綱、千葉県広告掲出基準及び千葉県共通封筒広告掲載要領（以下「要綱等」という。）に基づき、広告主を選定する。

広告取扱事業者は、広告主及び広告内容について、県が指定する期日までに県と協議し、承認を受けなければならない。（広告主が県税を納めるべき者である場合は、千葉県税の完納証明書を併せて提出すること。）

なお、以下に該当した場合は、広告の掲載を承認しない。

(1)　広告主が千葉県広告掲出基準等に抵触していることが確認された場合。

(2)　目的に沿った広告事業の範囲内でないと県が認めた場合。

(3)　その他広告の掲載を適当でないと県が認めた場合。

６　広告原稿の作成及び提出

(1) 広告取扱事業者は、要綱等及びこの仕様書に基づき、あらかじめ県と協議の上,広告原稿を作成するものとし、完全版下原稿を県が指定する期日までに提出し、県の承認を受けなければならない。

(2) 広告原稿は、県が指定するデータ形式により提出すること。

(3) 広告には、問い合わせ先の電話番号を掲載しなければならない。

別紙　　広告掲載にかかる期日一覧表

回	広告主・広告内容 （広告案） 提出期限	県の承認期日	完全版下原稿 提出期限	校了期限
第１回	平成29年10月6日	広告案提出後、２週間以内	平成29年10月24日	平成29年11月7日
第2回	平成29年12月11日	広告案提出後、２週間以内	平成30年1月15日	平成30年1月25日
第3回	平成30年1月19日	広告案提出後、２週間以内	平成30年2月9日	平成30年2月19日

※上記以外に印刷を行う場合は、第3回と同程度の間隔で各期日を指定する。

広告掲載位置（見本・３枠の場合）

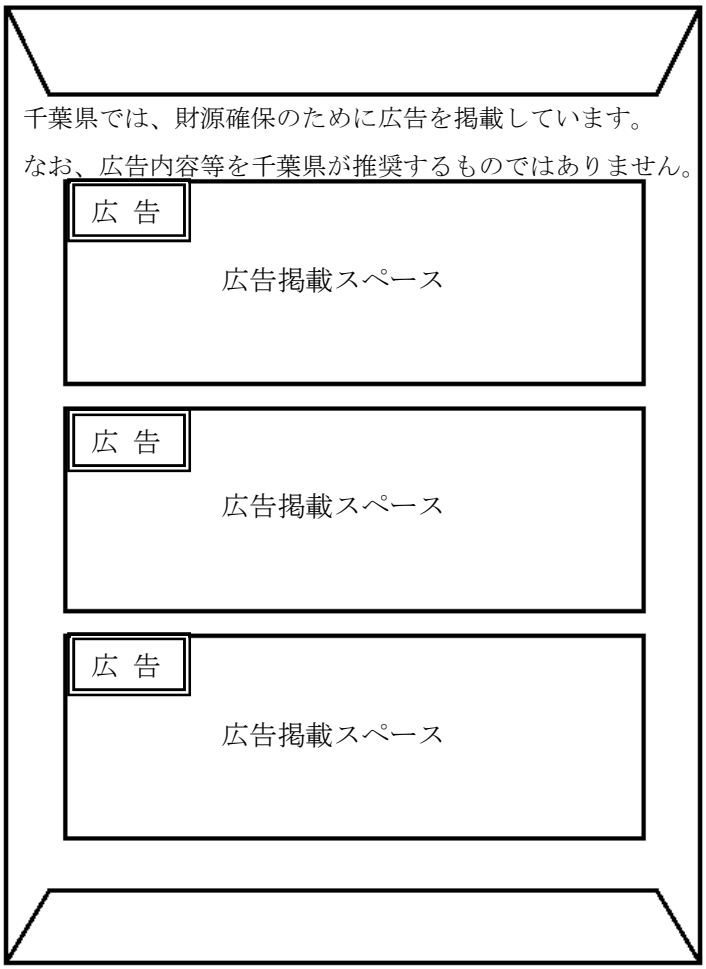

【角形２号封筒】
- 広告スペース
  縦７０mm×横２００mm
- 左上部に
  縦８mm×横１６mm 以上で
  「広告」と表示

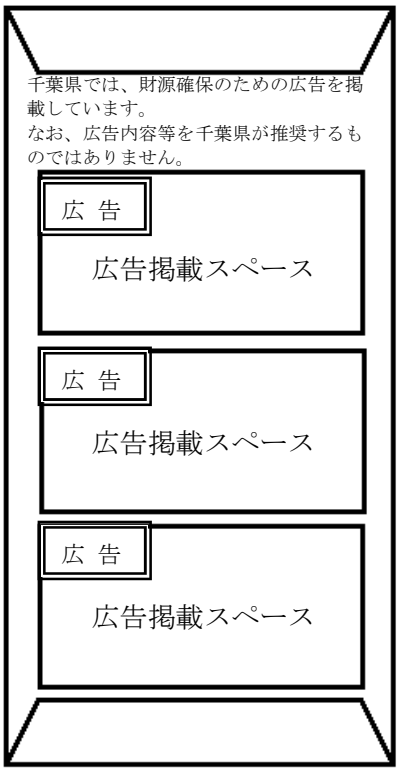

【長形３号封筒】
- 広告スペース
  縦５０mm×横１００mm
- 左上部に
  縦６mm×横１２mm 以上で
  「広告」と表示

千葉県広告事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、県の保有する資産（以下「県資産」という。）を、当該県資産の本来の目的を妨げない限度において広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出することに関して、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　県資産への民間企業等の広告の掲出（以下「広告事業」という。）は、新たな財源の確保と広告機会の提供によって、県民サービスの向上と地域経済活動の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において「県資産」とは次に掲げるものをいう。

（１）県が保有する施設及び物品

（２）県が作成する印刷物

（３）県が提供するホームページ

（４）その他県が保有する広告媒体として活用できる資産

（広告事業の範囲）

第４条　広告事業は、県の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、下記の範囲で実施する。

（１）法令に違反しないこと。

（２）公序良俗に反しないこと。

（３）人権侵害等他の者の権利を侵害しないこと。

（４）政治性又は宗教性がないこと。

（５）虚偽でないこと。

（６）前各号に規定するもののほか、県資産に掲出する広告として不適当であると認められるものでないこと。

２　前項に規定する広告事業の範囲にかかる業種又は業者及び掲出できる広告内容に関する基準は、別に定める。

３　広告内容が掲載基準に沿うものであるか否かは、広告事業を実施する所属で判断する。

（広告事業ごとに定める事項）

第５条　広告媒体の種類、広告の規格、広告料金、募集方法、選定方法等広告事業の実施について必要な事項は、広告媒体となる県資産の管理者が、広告媒体ごとに別に定める。

２　広告の募集は、広告媒体となる県資産の管理者が前項に掲げる事項を記載した実施要領を定め行う。

（審査機関）

第６条　広告掲出内容の可否を審査するため、千葉県広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会の委員長は総務部次長の職にある者、副委員長は資産経営課長の職にある者を充て、委員は、報道広報課長、男女共同参画課長、行政改革推進課長、市町村課長、学事課長、健康福祉政策課長、生活安全課長にある者を充てる。

３　委員長は前項に定める委員のほか、広告内容に関連する課の課長を臨時の委員として加えることができる。

４　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第７条　審査会の会議は、広告事業を実施する所属において広告の内容に疑義が生じた場合、及び委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

２　審査会の会議は、委員長がその議長となる。

３　審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

５　委員長は、広告事業を実施しようとする県資産を所管する課の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

６　委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　審査会の庶務は総務部資産経営課において処理する。

（雑則）

第９条　広告事業はこの要綱に定めるもののほか、千葉県屋外広告物条例、使用料及び手数料条例、千葉県公有財産管理規則、その他の関係法令の定めるところにより実施する。

２　この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成１９年１２月１０日から施行する。

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２２年９月１６日から施行する。

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

千葉県共通封筒広告掲載要領

（設置）

第１条　この要領は、千葉県（以下「県」という。）が共通して使用する封筒（以下「共通封筒」という。）への広告掲載に関し、千葉県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び千葉県広告掲出基準（以下「掲出基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告事業の範囲）

第２条　共通封筒に掲載する広告事業の範囲は、要綱及び掲出基準に定めるところによる。

（広告の規格等）

第３条　広告は、共通封筒の裏面に記載することとし、規格、掲載位置等については、別に定める仕様書によるものとする。

２　広告には、分かりやすい位置・体裁で「広告」の表示を入れなければならない。

（広告取扱事業者の選定）

第４条　共通封筒に掲載する広告の取扱いを受託する者（以下「広告取扱事業者」という。）は、一般競争入札により選定する。

（契約の締結）

第５条　広告取扱事業者は、県と共通封筒への広告掲載に関する契約を締結するものとする。

（広告主の選定及び承認）

第６条　広告取扱事業者は、要綱、掲出基準及びこの要領（以下「要綱等」という。）を厳守の上、共通封筒に掲載する広告を表示する者（以下「広告主」という。）を選定するとともに、広告主及び広告内容の可否について、県が指定する期日までに県と協議し、承認を受けなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第７条　広告取扱事業者は、要綱等及び仕様書に基づき、あらかじめ県と協議の上、広告原稿を作成するものとし、完全版下原稿を県が指定する期日までに提出し、県

の承認を受けなければならない。

２　広告原稿の作成及び提出に要する経費は、広告取扱事業者が負担するものとする。

（広告内容の変更又は修正）

第８条　県は、広告内容が、要綱等及び仕様書に違反し、又は誤りがあると判断したときは、広告取扱事業者に対して変更又は修正を求めることができる。

（広告掲載料の納付）

第９条　広告取扱事業者は、広告掲載料を県が発行する納入通知書により、指定された期限までに一括して納付するものとする。

２　県の責に帰すべき事由により広告の掲載又は広告を掲載した共通封筒（以下「広告掲載封筒」という。）の使用を中止したときを除き、納付された広告掲載料は返還しない。

（広告掲載の中止）

第１０条　県は、広告主又は広告内容が、要綱等に違反することが判明したときは、広告の掲載又は広告掲載封筒の使用を中止することができる。

２　前項の場合において、県は損害賠償の責を負わない。

（広告取扱事業者の責務）

第１１条　広告取扱事業者は、広告内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

２　広告取扱事業者は、第８条の規定により県から広告内容の変更又は修正を求められたときは、自らの負担で速やかに修正しなければならない。

３　県が、第１０条第１項の規定により広告の掲載又は広告掲載封筒の使用を中止したときは、広告取扱事業者は、当該中止に伴い生じる経費を負担するものとする。

４　広告取扱事業者は、広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容にかかわる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。

５　第三者から、広告に関連して損害を被ったという申し出がなされた場合は、広告取扱事業者の責任及び負担において解決するものとする。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

千葉県広告掲出基準

（趣旨）

1　この基準は、千葉県広告事業実施要綱第４条第２項に規定する広告事業の範囲にかかる基準について定める。

（業種又は業者）

2　次のいずれかに該当する業種又は業者の広告は掲出しない。
　なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に該当するもの又はこれに類するもの
（２）貸金業、割賦購入あっせん業、投資業又は商品先物取引業に関するもの
（３）たばこに関するもの
（４）ギャンブルに関するもの（宝くじに関するものを除く。）
（５）法律の定めのない医療類似行為を行うもの
（６）一般競争入札の入札参加資格の停止及び指名停止措置を受けているもの、並びに、違法又は不適当な行為による不利益処分を受けている期間にあるもの
（７）社会問題を起こしている業種や事業者
（８）県税の未納のある者

（掲出できる広告内容に関する基準）

3　次のいずれかに該当する広告は掲出しない。
　なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。

（１）法令等により製造、販売等することができない商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲出することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
（２）公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
（３）青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
　ア　著しく性的感情を刺激するもの
　イ　著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するもの
（４）美観風致を害するおそれがあるもの
（５）差別等人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
（６）他の者の名誉毀損、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
（７）男女共同参画の視点に照らして不適切なもの
　ア　男女双方を念頭に置いていないもの、男女の偏りがあるもの
　イ　男女の固定的な見方にとらわれているもの
　ウ　男女を公平に扱っていないもの
（８）宗教団体の教義をひろめることを目的とするもの、又はそのおそれのあ

るもの
（９）宗教団体の儀式行事にかかるもの
(10) 宗教団体の信者の教化育成にかかるもの
(11) 公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）の選挙運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
(12) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれがあるもの
(13) 特定の公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれがあるもの
(14) 社会問題についての主義主張、意見広告に該当するもの又はそのおそれがあるもの
(15) 広告の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
(16) 非科学的または迷信に類するもので、県民を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
(17) 消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのあるもの
ア　誇大または虚偽のおそれのあるもの
（ア）取引における条件などを明記しないで、実際よりも著しく優良または有利であるかのようなに表現しているもの
（イ）競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であるかのような表現であるもの。（比較及び優位性を表現する場合、確実な裏づけを示すこと）
（ウ）その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
イ　投機、射幸心をあおるもの
ウ　社会的に認められていない資格、認可などを使用し、権威づけているもの
エ　その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
(18) 個人の名刺広告
(19) その他、広告として掲出することが適当でないと認められるもの

附則
この基準は、平成１９年１２月１０日から施行する。

要領等により掲出できない例

NO.	例	理由
1	葬儀社の広告	使用できない用途・所属が生じる可能性があるため。
2	県の指導指針等に抵触していることが確認された者、またはその広告内容	県で不適合としている者や広告内容を、県の封筒に掲載することにより、何も問題が無い等消費者に誤認される恐れがあるため。
3	季節または時期が限定されているもの	実際に配布（使用）される時期が決まっていないため

広告印刷までのフロー

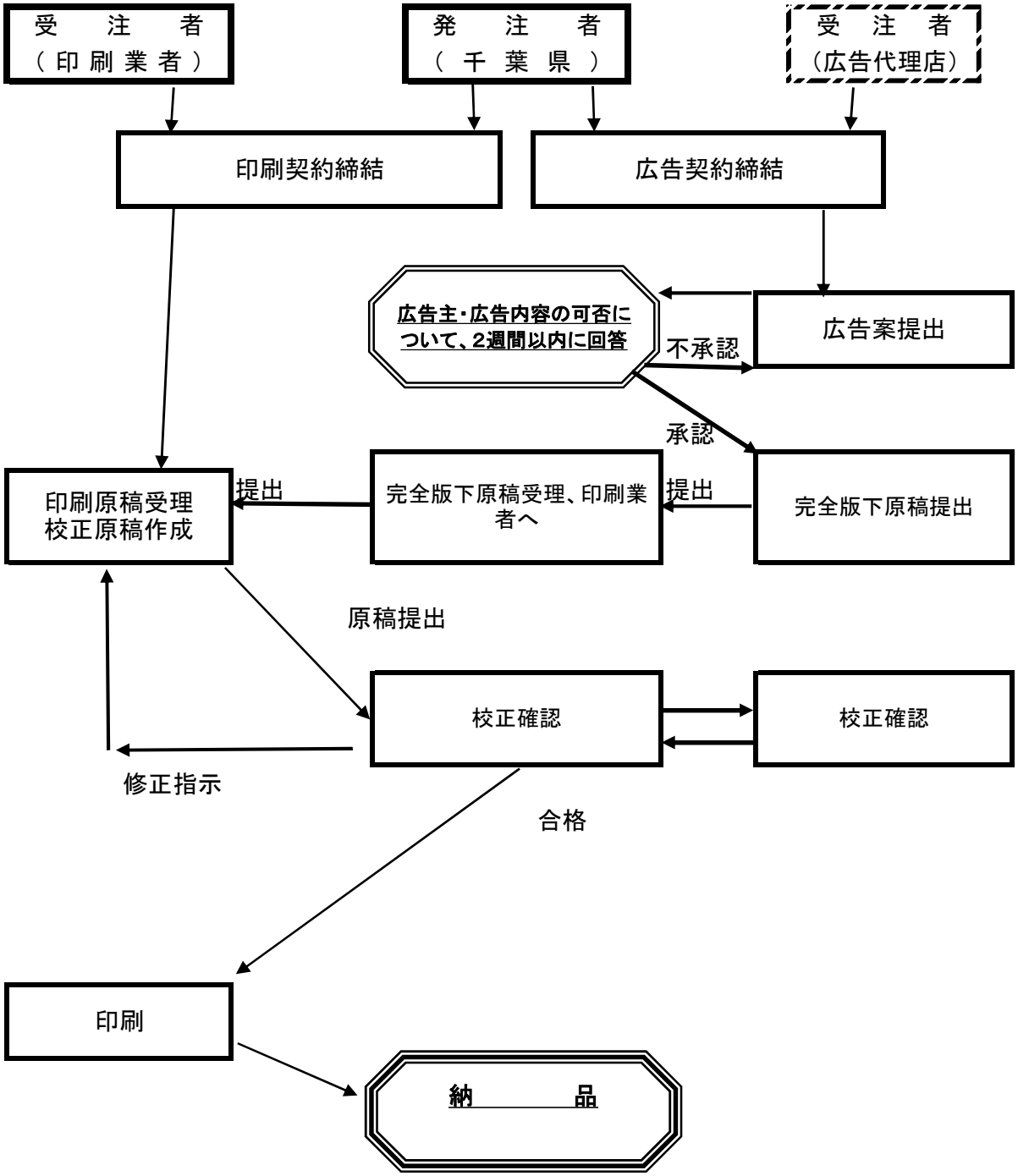
受　注　者
（印刷業者）
発　注　者
（千葉県）
受　注　者
（広告代理店）
印刷契約締結
広告契約締結
広告主・広告内容の可否について、2週間以内に回答
広告案提出
不承認
承認
印刷原稿受理
校正原稿作成
提出
完全版下原稿受理、印刷業者へ
提出
完全版下原稿提出
原稿提出
校正確認
校正確認
修正指示
合格
印刷
納　　品